



人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

11
2017

発行: 井上社労士事務所

〒184-0004 東京都小金井市4-1-38-213

TEL: 090-6525-0188 FAX: 042-381-3465 e-mail: sri@mi-sr.com



配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し④

平成 29 年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「各種申告書等の様式変更等」を紹介します。



各種申告書等の様式変更等

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時点で給与等の支払者に当該申告書を提出することとされます。また、他の申告書等についても、記載事項の変更等が行われることになっています。次の表をご覧ください。

改正前	改正後
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 記載事項の変更等 ★その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出
従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書	従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書 給与所得者の配偶者特別控除等申告書 ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出 ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出
給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 記載事項の変更等 ※給与等の支払者が作成



注) 税務署でも、平成 30 年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式(上図の太枠部分)を配布することとされています。

今年の年末調整(平成 29 年分の給与等に関する年末調整)においては、改正前の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」を使いますのでご注意ください。
改正後の書類の中で、企業において最初に使うことになるのは、一般的には「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」ということになります。

トピックス 平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成 29 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 25 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。



平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 28 年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額 () 内は平成 28 年度	発効年月日
北海道	810 円 (786 円)	10 月 1 日	滋 賀	813 円 (788 円)	10 月 5 日
青 森	738 円 (716 円)	10 月 6 日	京 都	856 円 (831 円)	10 月 1 日
岩 手	738 円 (716 円)	10 月 1 日	大 阪	909 円 (883 円)	9 月 30 日
宮 城	772 円 (748 円)	10 月 1 日	兵 庫	844 円 (819 円)	10 月 1 日
秋 田	738 円 (716 円)	10 月 1 日	奈 良	786 円 (762 円)	10 月 1 日
山 形	739 円 (717 円)	10 月 6 日	和歌山	777 円 (753 円)	10 月 1 日
福 島	748 円 (726 円)	10 月 1 日	鳥 取	738 円 (715 円)	10 月 6 日
茨 城	796 円 (771 円)	10 月 1 日	島 根	740 円 (718 円)	10 月 1 日
栃 木	800 円 (775 円)	10 月 1 日	岡 山	781 円 (757 円)	10 月 1 日
群 馬	783 円 (759 円)	10 月 7 日	広 島	818 円 (793 円)	10 月 1 日
埼 玉	871 円 (845 円)	10 月 1 日	山 口	777 円 (753 円)	10 月 1 日
千 葉	868 円 (842 円)	10 月 1 日	徳 島	740 円 (716 円)	10 月 5 日
東 京	958 円 (932 円)	10 月 1 日	香 川	766 円 (742 円)	10 月 1 日
神奈川	956 円 (930 円)	10 月 1 日	愛 媛	739 円 (717 円)	10 月 1 日
新 潟	778 円 (753 円)	10 月 1 日	高 知	737 円 (715 円)	10 月 13 日
富 山	795 円 (770 円)	10 月 1 日	福 岡	789 円 (765 円)	10 月 1 日
石 川	781 円 (757 円)	10 月 1 日	佐 賀	737 円 (715 円)	10 月 6 日
福 井	778 円 (754 円)	10 月 1 日	長 崎	737 円 (715 円)	10 月 6 日
山 梨	784 円 (759 円)	10 月 14 日	熊 本	737 円 (715 円)	10 月 1 日
長 野	795 円 (770 円)	10 月 1 日	大 分	737 円 (715 円)	10 月 1 日
岐 阜	800 円 (776 円)	10 月 1 日	宮 崎	737 円 (714 円)	10 月 6 日
静 岡	832 円 (807 円)	10 月 4 日	鹿 児 島	737 円 (715 円)	10 月 1 日
愛 知	871 円 (845 円)	10 月 1 日	沖 縄	737 円 (714 円)	10 月 1 日
三 重	820 円 (795 円)	10 月 1 日			
全国加重平均額				848 円	(823 円)

トピックス● 主要経済団体が共同宣言 長時間労働につながる商慣行の是正を目指す

日本経済団体連合会・日本商工会議所・経済同友会・全国中小企業団体中央会が中心となって、賛同する 110 団体と共に、経営トップによる「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」が取りまとめられました。その内容を確認しておきましょう。

■ 長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言(全文) ■

労働力人口が減少していく中、わが国企業が持続的に成長していくためには、非効率な働き方を改め、競争力の源泉である人材の確保・定着を図りつつ、生産性を大きく向上させていくことが不可欠です。

昨今、働き方改革への関心が高まり、経営トップ自らが強いリーダーシップを発揮し、長時間労働を前提とした企業風土や職場慣行を見直す企業が増えています。今後、これをさらに深化させるためには、一企業だけでは

解決することが困難な商慣行の見直しを強力に推進していくことが求められます。

われわれ経済界は、消費者や取引先の理解を得ながら、下記の取組みを推進し、長時間労働につながる商慣行の是正、ひいては、サプライチェーンに係わる誰もが働きやすい職場環境を整備し、持続可能な経済社会の実現に貢献していくことを宣言します。

平成 29 年 9 月 22 日

1. 関係法令・ルールの遵守に加え、取引先が労働基準関連法令に違反しないよう、配慮する。
2. 発注内容が曖昧な契約を結ばないよう、契約条件（発注業務・納期・価格等）の明示を徹底する。
3. 契約時の適正な納期の設定に加え、仕様変更・追加発注を行った場合の納期の見直しなどに適切に対応する。
4. 取引先の休日労働や深夜労働につながる納品など、不要不急の時間・曜日指定による発注は控える。
5. 取引先の営業時間外の打合せや電話は極力控える。
6. 短納期・追加発注・高品質など、サービスの価値に見合う適正な価格で契約・取引する。

お仕事
カレンダー
11月



11/10	●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ●10 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/15	●所得税予定納税額の減税申請
11/30	●10 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の支払 ●個人事業税の納付(納付対象:第2期分) ●9 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告 ●12 月・翌年 3 月・6 月決算法人の消費税の中間申告

◆あとかき◆ 主要経済団体から「長時間労働につながる商慣行の是正を目指す」という共同宣言が出されました。生産性を上げて、労働基準関連法令が守れるように、労使一丸となって取り組むことが求められています。社労士として、少しでもお役に立てるように努力したいと思います。